

Title	フリーダ・ ナイト著 トーマス・ ウォーカーの奇妙な裁判
Sub Title	Frida Knight; The strange case of Thomas Walker
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.3 (1959. 3) ,p.263(69)- 267(73)
JaLC DOI	10.14991/001.19590301-0069
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590301-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

代資本主義の理解がわれわれと異なることはそれなりに認めなければならぬのであって、これを研究の一資料とし他の資料を加えて、各国資本主義の中小企業問題研究を整理する他の機会を持ちたい。

一九五九・一・一八

三田学会雑誌 第五十二卷第二号

目次

論説

労使協議に関する問題……………藤林敬三
社会的厚生(選択)と政策プロセス……………加藤寛
スチュアート・マルサス・ケインズ……………松浦保

貨幣分析の一系譜

資料

J・メンデルソンの農業恐慌理論……………常盤政治
書評及び紹介

藤田和夫
藤田和夫
橋本徹
坂田吉雄編『明治前半期のナショナリズム』……………白井厚
A・R・シヨイエン『チャーチストの挑戦』……………野地洋行
「戦後英国における独占規制政策の効果」……………丸尾直美
経済学関係文献目録

命にあり(同一性)またどのような差異を持つのか(差別性)が、必ずしも明確でない。これは基本的に、これら零細経営が現代資本主義構造においてどのような役割を果しているかを位置づける視角が欠陥していることによると思われる。②あらゆる複雑な紆余曲折を含みながら貫かれる集中法則を強調することに終始し、現在の時点で縦に切った大企業・小企業群の諸関係分析の志向がほとんど示されていない。終局的に零細経営が淘汰されるとしても、どのような諸圧迫力の作用のもとにどのような諸困難を伴いながら淘汰されるのか、その過程が問題なのである。なぜなら、この過程においてこそ中小・零細企業が問題として意識化されているのであり、われわれがこの問題を現代資本主義構造の一コマとして研究する意義もそこにあるからである。従って、現代資本主義構造のもとでの巨大企業・独占資本による中小・零細企業取巻の機構と内容を分析し、諸困難の真の原因をつかみだす中から、その発展方向が示されねばならない。本書を含めて、総じて近代経済学における最近の小企業論(とくに Steindl, Beacham, Vester)では、一方に独占の強化を語り他方に小企業の諸困難・脆弱性を語りながら、それらが統一的に説明されず、きわめて現象記述的であり、従って問題の本質究明はならなされていらない。結局それは、問題を資本による資本の(従って労働の)取巻としてとらえる価値論の欠陥、諸経済現象を生産関係と切り離して理解する方法に起因すると思われる。もっとも、著者のこの問題をとり上げた視角・集中法則のとらえ方・現

書評及び紹介

フリーダ・ナイト著

『トーマス・ウォーカーの奇妙な裁判』

(Frida Knight; The Strange Case of Thomas Walker, 1957)

いかなる国の労働運動の歴史も、それぞれ労働者階級がひとつの大きな社会的な勢力として勃興してくる過程において、支配階級によって加えられ、刻印された攻撃のきびしさを物語っていないものはなからう。資本の圧力に対抗しようとする労働者階級の運動がはげしければはげしいほど、これにたいする弾圧もまた苛酷であり、時には言語に絶することも稀ではなかった。とくに労働組合運動や社会主義運動の黎明期においては、労働者の団結は刑法上の犯罪としてとりあつかわれことは、一般に知られている。草創期のこれらの運動にたいして、国家権力が、いかに残酷な従って徹底的な弾圧を試みたか、われわれは、明治末期の大逆事件における桂内閣の態度や、一八五二年、ケルンの共産党員訴訟事件に対してとったプロセイン政府の陰謀をあげるだけで充分であろう。

しかしながら、もっとも重要なことは、これらの重大な犯罪と呼

書評及び紹介

ばれる多くの事件の背後に官憲による不法な挑発行動や巧みな陰謀がかくされていることが少なくないという事実と、このような憂慮すべき傾向が、たんに労働運動や社会主義運動の初期の段階だけでなく、今日の社会にもなお依然としてひそんでいることであろう。一九三三年(昭和八年)、ヒットラーの国会放火事件や最近におけるわが国の松川事件は、このような深刻な歴史の教訓の切実さを、われわれに訴えてやまない。これから紹介しようとする「トーマス・ウォーカーの奇妙な裁判」は、十九世紀初頭、産業革命とフランス革命の大きな波紋が、英国全土をゆるがしつあつた頃のたんなる一裁判にすぎない。だがそれにもかかわらず、この事件のもつ内容の複雑さ、この事件をめぐる新旧両勢力の競合関係、および反動と進歩との対立葛藤、宗教的派閥の闘争、およびこれらは、時代と場所をこえて、現代につながっていることをわれわれに感ぜしめる。

十八世紀のイギリスを震撼した重大事件といえ、誰しもアメリカの独立とフランス革命とをあげるであろう。事実、この二つの革命は、ひとりイギリスのみならず、当時のヨーロッパ全体を大きくゆすぶった政治的な大変革であった。けれども、こうした外からのはげしい衝撃と丁度時を同じくして、イギリス国内には産業革命がはじまり、新しい生産様式と生産関係とが、旧いイギリスの相貌を急速にかえつあつたのであって、詩人ジョン・ラスキンの言葉をかりるならば、「その時代以来、われらのメリー・イングランドは、鉄の覆鉄をした人間に変貌した」のであった。

産業革命は、いうまでもなく、最初綿紡績業においておこなわれたのであったが、その中心地は、イングランド北部のランカシア地方、すなわちマンチェスターとその周辺であった。そしてわがトーマス・ウォーカーは、このマンチェスターで、一七五一年四月三日に生れた。彼は、この産業および商業の大中心地に綿製品、とくにファスチアン織の織物をあきなう裕福な商人の息子として幸福な少年時代をおくったが、その当時すでにイギリスの社会をおそっていた経済的な大変動にも気づいていた。彼は、のちに蒸気機関を發明したジェームス・ワット (James Watt) やその友人で、近代的な機械の製造者マシュー・バウルトン (Matthew Boulton) 等と交友していた。当時のマンチェスターは近代的な綿紡績工場の発祥地として、人口の急激な増大、とくに工場労働者の増加は、労働者の住宅条件をきわめて悪い状態においたのであった。一方において農村を追われて都市の労働者となった無産階級と新興ブルジョア階級との階級的な利害の対立が、次第に激化してゆくと、他方では、国教派と非国教派との宗教的な対立、トリー党とホイッグ党との政治的な抗争などが渦まいていたのであって、当時のマンチェスターには、さまざまな矛盾があたかもイギリス全土の縮図の如くにあられていたのであった。

織物業の貿易商として、マンチェスターの発展に深い関心をいだいていたウォーカーは、綿製品にたいする不当な課税にたいして反対運動を組織して成功をおさめ、人望のある実業家として次第にそ

ド、ダービーなどの諸都市にも続々と建設され、会員の多くは中産階級や専門的な技術をもつ人々であったけれども、特別な政治的な信条や信念を固守したわけではなかった(四四―四五頁)。進歩的な思想を抱きながらも信望の厚いトーマス・ウォーカーは、マンチェスターの自治都市会議長に任ぜられていた。

ウォーカーが指導するマンチェスター立憲協会が、積極的な活動を開始したのは、一七九三年、フランスとの国交関係が、一層悪化したところからであって、とくに同じような目的をもって活潑に運動しつつあったロンドン通信協会と密接な関係を保ち、トーマス・ハーディ (Thomas Hardy) を中心とする指導者層とも交わった。

こうした動きが、当時の支配者に脅威をあたえたことはいうまでもない。彼らはすでに、トーマス・ペイン (Thomas Paine) の著書「人間の権利」(Rights of Man) の大衆に対する啓蒙的役割におどろき、反政府的な言論の取締りを強化していたが、ウォーカーの友人、トーマス・クーパー (Thomas Cooper) やホーン・トゥーク (Horne Tooke) によって、急進的な新聞「マンチェスター・ヘラルド」(The Manchester Herald) が発刊され、「戦争反対」と「徹底的な議会改革」をよびかけるに至って、これらの急進的な運動にたいして、きびしい弾圧的な態度をもって臨むことを決心した。当時、マンチェスター立憲協会も圧迫され、もはや今迄のように居酒屋や旅館で会合を開くことはできなくなった。そこでやむなく立憲協会の会合は、ウォーカーの私宅で開かれることになったが

の名前も知られるようになった。すでに商人としてだけでなく産業資本家としても活躍していた彼は、その三八才のとき、フランス革命の勃発にあい、それと同時に、彼の平穩無事な幸福な生活は、はからずも革命的動乱のつぼのなかに投げこまれるにいたったのである。フランス革命の報に接して、もっとも深刻な衝撃をうけたのは、国王とそれを取りまく貴族および大地主、政府の保護をあたえられた特権的なブルジョアジーと、これらの庇護のもとにあった国教会勢力であった。一方、いわゆる腐敗選挙区によってその代表者を議会におくりえない中産階級、すなわち中小商人および勃興の途上にあつた産業ブルジョアジーや、国教徒によって不当な圧迫を強いられてきた非国教派の人々は、国内における反動勢力の国外における同盟者ブルボン王朝が打倒されたという報道に歓声をあげた。だが、フランスにおける革命の進展とりわけジャコバン派の支配は、英国内の保守派を一層反動化させる結果となり、およそ自由な批判的な精神の持主は、危険視されるに至った。このような反動的な動きにたいして、ウォーカーとその友人等は、マンチェスター立憲協会を組織したが、その目的とするところは、(一)政府の権威は被治者の同意からのみ発するものである。(二)被治者の幸福のみが政府の唯一の目的であるべきこと、(三)意見ではなく行動のみが市民的な司法行政の本来の目的である。(四)英国人民は、議会において正当に代表されていないので、急速にして有効な改革を必要とすることなどであった。これと同様な団体は、ノーウィッチ、シェフィールド

(八四頁)、これがやがてウォーカーをして叛逆罪で起訴せしめるひとつの契機をなしたのであった。しかも注目すべきことは、一七九二年、国王を中心とする保守主義者たちは、マンチェスター立憲協会に対抗するため、反動的なマンチェスター協会をつくったことである。当時の労働者階級や働く貧民と呼ばれた階層の人々は、産業革命によって没落を余儀なくされ、生活は極度に窮乏化し、抑えがたい不満をいだいていた。反動主義者は、これらの人々の不満を、急進主義者たちの運動にむけるために陰謀を画策したのであって、すでにパーミンガムでは、暴徒が、急進主義者を「ジャコバン主義の手先」として襲撃を加えたのである。これらの暴徒は、当時の勤労者の典型的なタイプとして真面目な工匠 (Craftsman) や新しい機械を動かしていた労働者ではなくて、教会や国王側のデマゴギーの犠牲となった不熟練工や失業者であり、教育の機会もあたえられず組織されていない人々であった(九三頁)。絶望的なこれらの人々には、宣伝におどらされ、暴徒となつて、フランス革命の支持者たちの家を襲つてこれを掠奪し破壊したが、官憲はこれを制止するどころか、彼らを教唆煽動したことも少なくなかった。ウォーカーの家も襲撃され、官憲の援助を求めたにもかかわらず彼は正当防衛上、武器をとって暴徒と闘わなければならなかったほどであった。

反動勢力は、急進的な改革主義者の運動をおさえるために、マンチェスター王室協会 (Manchester Loyal Association) を結成し、スパイを組織して、その内部的な壊滅を試みようとした。とりわけ、

一八九三年、フランスとの間に戦争ははじまるや、ウォーカー等の議院改革を要求する急進主義者に対する迫害は公然たるものとなり、彼らをおとしめるためのあらゆる陰謀が仕組まれたのであった。とくにマンチェスターの進歩的な運動の組織としてのマンチェスター立憲協会を破壊し、これを指揮するウォーカーやクーパーを叛逆罪におとしめようとするためには、あらゆる努力を惜しまなかった。すなわち、こうして「トーマス・ウォーカーの奇妙な裁判」が仕組まれるのである。

それは一七九三年の夏にはじまる。マンチェスター立憲情報協会の会員、ベンジャミン・ブース(Benjamin Booth)は反戦ビラを配布したことを理由に捕えられ、官憲による執拗な訊問に苦しめられた結果、保釈金をつんで釈放された。ところが今度は、警察は、立憲情報協会の会合に、きわめて不規則にしか出席しなかったトーマス・ダン(Thomas Dunn)というアイルランド人の織工をとらえて、やはり叛逆的な印刷物を配布したのを理由に逮捕させた。彼は、放浪生活をおくっていたが、たまたまウォーカーの家で催されていた会合に出席したにすぎなかった。官憲は、泥酔しているダンを捕え、ウォーカーをはじめ、マンチェスターの急進主義者に不利な供述を強い、叛逆罪をねつ造することによって、進歩的な人々を一網打尽にし、民主的な組織を壊滅させようとした。虚偽の供述を強いられたダンは、さきのブースが、国王を呪い、「自分の力で、彼をギロチンにかける」といったという自白をしたため、ブー

きかった。裁判によって三〇〇ポンドにのぼる莫大な費用をついやしたばかりか、彼の家業は破産してしまったからである。

われわれは以上において、十八世紀末期の民主主義者トーマス・ウォーカーの抵抗の生涯について、ごく概略を辿りえたにすぎない。著者も指摘するように、これによりわれわれは、「教会と国王の側の紳士が産をなしたのに——民主主義者は、つねにその実業においても失敗したことがわかる」(一七五頁)のであるが、このような表面的な解釈をはなれて、この一事件が教える歴史的な意義について探ってみよう。まず第一に、このような事件が、現在のわれわれにとって決して無縁でなく、民主主義的な運動を抑圧しようとする企図は、時代と場所をこえて、つねに生々しく存在しつづけること。第二に、この事件の中心的人物が、社会主義者ではなかったことは重要である。ウォーカーはむしろ新興階級としての産業資本家であった。従ってこの事件は、新しい生産力の担い手としての新興ブルジョアジーにたいする寄生的反動的な腐敗した階級の挑戦として特徴づけられることである。第三に、新興階級として独立の精神と清新潑刺たる気魄を有していたウォーカーは、労働者階級を中心とする大衆的な政治運動に、深い理解と同情を抱いていたことから、いわゆる急進主義の一断面をうかがい知ることができよう。従って最後に、ウォーカーは、社会主義思想にもかなりの共感を示したであろうことが想像される。無政府主義的な社会主義者ウィリアム・ゴドウィンは、一八一六年四月三〇日付の手紙のなかで、つぎのよ

うに彼の晩年を描いている。

「ジェラルド(やはり当時の民主主義者……筆者)の時代の有名な共和主義者トーマス・ウォーカーに、二〇年ほど前、ホーン・トゥークの家で二、三度会ったことがある。その尊敬すべき老紳士は、ロングフォードに住んでいたが、わたしは彼と楽しい日とともにした。彼の妻は、理性的で、彼自身よりもむしろ愛国者である。わたしがいま話している頃の彼は、マンチェスターで第一級の製造業者であった。しかしその時代の党派的な精神のために家業を失敗させてしまった」(一八一頁)と。

「トーマス・ウォーカーの奇妙な裁判」と題する本書は、十八世紀イギリスの民主主義運動に偉大な貢献をしたマンチェスターのブルジョア、トーマス・ウォーカーの気高くもまた悲愴な物語りである。叙述が平凡で、階級的な分析やイギリス資本主義の状況にたいする説明不足などの点で、不満な個所が少なくないが、当時の古い記録によって、事件を生き生きと描写し、且つその重大性を力説しており、イギリス社会思想史に興味ある者にとっては、一読に値し

よう。——一九五九・一・一〇——